

# 嵐山町住宅防犯対策補助金交付要綱

令和8年5月15日

告示第264号

(趣旨)

第1条 町は、町内における住宅侵入盗の被害を未然に防ぐため、防犯対策を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則(昭和52年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 申請日時点で、町の住民基本台帳に記録されており、当該住所に現に居住している者とする。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 申請日時点で世帯員が、町税の滞納をしていないこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める者。

(補助金の交付対象となる事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、現に居住する住宅で行う別表に掲げる防犯用具の設置事業とする。

(補助金の交付対象となる経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 第3条別表に定める防犯対策に係る未使用の器具等を、令和8年7月1日以降に購入した経費
- (2) 前号に規定する器具等の設置に要した経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1万円を限度とする。

(補助金交付の限度)

第6条 補助金の交付回数は、1つの住宅につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、嵐山町住宅防犯対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 防犯用具の内容、申請者氏名、施工日又は購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、所在地が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 申請者名義の振込先口座確認書類
- (3) 代理人が申請する場合は委任状
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付等の決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助金の交付の可否を決定し、その結果を、速やかに申請者に対し、嵐山町住宅防犯対策補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)(以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに同条の決定通知書に記載された補助金の決定金額を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金を交付した者が交付の条件に違反したとき又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和9年3月31日に廃止する。

別表（第3条関係）

品目	定義
防犯カメラ	侵入盗の未然防止を図るため、自宅敷地の屋外に継続して設置する撮影装置（撮影範囲が自宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること）
カメラ付きインターホン	訪問者の姿を映像で確認できる機能の付いたインターホン
補助錠	主錠のほかに、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取り付ける鍵
サムターンカバー	扉の内側にある施錠部分を覆うカバー
センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
センサーアラーム	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音になる装置
防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
その他町長が認めるもの	